

平成30年 6月 25日 施行

令和 元年 6月 1日 改定後施行

## 荒川の緊急用船着場等の自己責任を基本とした利用ルール (暫定版)

東京低地河川である荒川には、大規模な災害に備え、復旧活動の拠点や運搬ルートを確保するための緊急用船着場等を整備している。災害等緊急時には、緊急用河川敷道路と連携し、復旧活動に必要な資機材の運搬や沿川被災地への救命、消防活動のための輸送を行う。

また、救援物資の運搬や帰宅困難者の輸送など、重要な機能を担う施設として期待されている。緊急用船着場等を災害等緊急時に船舶が安全かつ確実に利用できるようにするため、また、多くの人に知ってもらうためには、平常時から利用してもらうことが大切である。

このため、沿川住民の利便に配慮し平常時における船着場利用を促進するために、荒川の緊急用船着場等の自己責任を基本とした利用ルール（暫定版）（以下「利用ルール」という。）を定める。

なお、この利用ルールは、災害等緊急時及び平常時における管理・巡視・工事・訓練等の国・地方公共団体・警察・消防等による利用及び船着場管理者による利用以外の利用に適用する。

### 1. 対象船着場と対象船舶

- ①利用ルールを適用する船着場は、荒川下流部（笹目橋から河口）等にある緊急用船着場等を対象とする。
- ②緊急用船着場等を利用可能な船舶は、事業者の旅客船（水上バス、観光ツアー船等）、プレジャーボート、非動力船を基本とする。但し、水上オートバイは対象としない。

### 2. 利用の優先

災害等緊急時に、国、地方公共団体、警察又は消防等、また、これらの者の依頼を受けた者が捜索又は救助を行う場合については、全ての利用に優先される。また、平常時は、管理・巡視・工事・訓練等の国、地方公共団体、警察又は消防等、並びに国、地方公共団体の許可を受けた者の利用は、利用ルールに基づく登録者の利用より優先される。

### 3. 利用方法

- ①利用にあたっては、自己の責任において行うこと。また、利用者間のトラブル等は利用者間

で調整・解決すること。

- ②本利用ルールに基づく利用を希望する者は、荒川下流河川事務所に利用者登録を行うこと。その後、利用前に事前利用の申請・連絡をすること。利用の申請・連絡は、戸田緊急用船着場（埼玉県戸田市）、岩淵緊急用船着場（東京都北区）、堀切緊急用船着場（東京都葛飾区）、平井水上ステーション（東京都江戸川区）においては、各市区の条例に基づき申請し承認を受けることとし、利用料及び鍵の貸与等については、条例等に基づくものとする。その他の緊急用船着場においては、運用要領で定める。それ以外の者は利用できない。
- ③日の出から日没まで利用可能とする。照明設備を装備した船舶は夜間利用も可能とする。
- ④接岸は原則 20 分以内とする。
- ⑤利用後は、船着場利用者が門扉を閉め、施錠を確実にし、荒川下流河川事務所に報告すること。

#### 4. 禁止事項

緊急用船着場等を原則、乗降以外の目的で利用することを禁止する。

戸田緊急用船着場、岩淵緊急用船着場、堀切緊急用船着場、平井水上ステーションについては、各市区の条例（禁止事項もしくは行為の制限）によるものとする。

#### 5. 利用の取消し等

- ①利用ルールに反した場合及び以下の事項に該当するものと認めた場合は、利用登録を取消・制限することがある。
  - （1）公益を害するおそれがあると認めたとき。
  - （2）公序良俗に反するおそれがあると認めたとき。
  - （3）前2号に掲げるもののほか、河川管理上支障があると認めたとき。
- ②災害、その他事故により、船着場の利用を取消、制限することがある。

#### 6. その他

利用に際して、具体的な運用（手続き方法・留意事項・損害賠償等）について、戸田緊急用船着場、岩淵緊急用船着場、堀切緊急用船着場、平井水上ステーションにおいては、各市区の条例および規則によるものとし、その他の緊急用船着場等においては、運用要領で定める。